

平成26年度タウントーク質疑一覧（概要もくじ）

会場- 質問者 NO.	回答者1	回答者2	質問内容	区 分									
				生活 基盤	生活 環境	保健 福祉	教育 文化	市民 生活	産業	行財 政	施設	その 他	
石橋-1	(総合政策課長)		(事前質問) 市自転車駐車場の料金運用について									1	
石橋-2	市民生活部長		自主防災組織の防災訓練、組織の育成について					1					
石橋-3	市長	市民生活部長	小山広域保健衛生組合の訴訟問題について	1									
石橋-4	市長		自治会による各種寄付金の徴収について					1					
石橋-5	市長		身体障がい者医療費助成制度について			1							
石橋-6	教育長		下野ファミリエ市民運動について				1						
石橋-7	総合政策課		「暮らしの便利帳」の電子書籍化について										1
国分寺-1	市長	市民生活部長	小山広域保健衛生組合の訴訟問題について	1									
国分寺-2	市長		身体障がい者福祉会への加入促進について			1							
国分寺-3	市長	副市長	休日・夜間救急センターの設置について	1									
	教育長		市内小中学生の学習塾等の利用について				1						
国分寺-4	総務部長	建設水道部長	都市計画・都市計画税について	1									
国分寺-5	市長		文化施設の整備について									1	
南河内-1	生活安全課長		東日本大震災の対応及び災害時の連携について	1									
	建設水道部長		グリーンタウン調整池の冠水対策について	1									
	総合政策部長	総務部長	行政改革、女性登用について							1			
南河内-2	総務部長	総務課長	広島への中学生平和派遣団について				1						
	市長		小山広域保健衛生組合の訴訟問題について	1									
南河内-3			(意見) 行政改革の成果について								1		
	建設水道部長		道路の補修について	1									
			(意見) 市民の様々な活動に関する仕組みづくりを								1		
	総合政策部長		エネルギー計画について										1
南河内-4			(意見) 行政改革について								1		
集計 (全23件)				8	0	2	3	2	0	4	2	2	

石橋地区 7件
 国分寺地区 6件
 南河内地区 10件
 合計 23件

平成26年度市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」議事録(要約)

期日:平成26年10月16日(木)午後7時～

会場:保健福祉センターきらら館

1	(事前質問)
<p>3つのJR駅にある自転車駐輪場の利用料金は、平成24年4月から、翌日まで2日間停めておいても、料金は1日分(150円)となっている。</p> <p>今の料金150円を100円に、そして将来は無料にはできないか。</p> <p>また、平成24年4月に取扱いを変更した経緯、「条例」と「運用」の関係も説明してほしい。</p>	
回答: 総合政策課長(回答作成:生活安全課)	
<p>自転車駐車場条例では、「1日1回限り利用するものを一時利用」と規定し150円をいただいております。</p> <p>平成23年度までは、日をまたがって2日間駐車した場合、管理人が駐車場にいる時間帯では300円をいただいております、管理人がいない勤務開始の時間前に出庫された場合は、入庫時の150円のみいただいております。</p> <p>これは取扱いとして不公平であったことや利用者の皆様からもご意見をいただいたことから、平成24年度から、翌日まで利用して出庫した場合でも、入庫時の150円のみをいただく取扱いとさせていただきます。</p> <p>自転車駐車場条例には、これらの取扱いに関し詳細な規定がありませんので、「運用」の範囲内で変更させていただきました。</p> <p>なお、今の取扱いについては、利用者の皆様へのお知らせを十分に図ってまいります。</p> <p>「条例と運用」については、駐輪場の詳細なルールは、条例と規則に則って「運用」ということで、より良いルールを定め運営に努めてまいります。</p> <p>「料金を150円から100円に、将来は無料に」とのご意見については、管理人を在駐させていることなどから、受益者負担という観点で、利用者の皆様にご負担をいただいております。現在の料金設定で運営させていただきたく、ご理解をお願いいたします。</p>	

2	
<p>発足して3年目を迎えた栄町自主防災会の防災計画では、3年目以降から、災害時の各種防災訓練を実施し、問題点等を把握して改善を図ることを目標に掲げている。どのように訓練したらよいか検討しているところである。</p> <p>そのような中、栃木県と市の総合防災訓練への参加打診があり、実際に訓練を体験することは、防災技術の向上や今後の防災訓練活動の参考になると考え、当会からは参加者・見学者合わせて30人ほどが参加した。訓練終了後、参加者・見学者による意見交換会を実施したところ、「大規模な訓練すぎて、訓練の実感がなかった」「もっと身近な、地域単位の現実的な訓練が必要」「見るだけでなく、積極的に</p>	

効果的な訓練を体験したい」などの意見があった。

そこで、各自主防災会単位または市内に8つあるという全自主防災会を対象とした、災害時の活動に関する訓練を市主導で行うことはできないか。できないということなら、訓練方法やマニュアル、訓練に必要な資機材の提供など何らかの支援策がありましたら教えてほしい。ないようであれば、今後、検討していただきたい。

また、自主防災組織の育成もお願いしたい。組織を設置したものの、これからどのようにしていくかというのが、今後の自主防災組織の発展の課題。これについて、助言等をいただければ自主防災組織も育っていくと思う。

回答：市民生活部長

ご意見のとおり、8月31日に栃木県と共催して実施した総合防災訓練では、「規模が大きすぎて、わかりにくかった」等のご意見を多数いただいております。

市でも、毎年防災訓練をゆうゆう館にて実施しており、自主防災会の皆様にもご参加いただいております。

今後、発足から3年が経過し、それぞれの自主防災組織の中で訓練を行うことにつきましては、石橋地区消防組合や地元の消防団等と連携をとり、地域または各自主防災組織単位の訓練は可能と考えておりますので、生活安全課の方でも消防組合等の組織及び各自主防災組織と連携を図りながらスケジュール等について検討してまいりたいと考えております。

自主防災組織の育成についても、担当課にご連絡いただければ、消防組合等にアドバイスをいただきながら、各自主防災組織に伝達できると考えております。

3

① 昨年のタウントークにおいて、小山広域保健衛生組合のコンポスト問題の説明会を下野市で開催してほしいとお願いしたところ、裁判が係争中であるということで、説明会は開催されなかった。

今回、広報しもつけ8月号で、突然「構成市町民の皆様へ（小山広域保健衛生組合の訴訟について）和解が成立しました」との広報がなされた。

以前の47億円のほかに、さらに7億円を支払うことで和解となったわけだが、「和解内容」の中に、組合は裁判が長期化したことに関して遺憾の意を表明する、という文言がある。構成市町民に対しては小山広域では意思表示はないか。疑問である。

また、(処理費用について)約67億円から54億円にした、とあるが、54億円は税金である。すでに2億9千万円を支払っており、これに訴訟費用の1億900万円を加えると、58億円になる。どう言い繕っても、排出者責任を断罪された仙台地裁の判断が最高裁でも支持され、47億円が決まった。組合の副管理者としての市長の認識を伺いたい。

広報に、今回の訴訟について検証を行い再発防止に努める、とある。誰が・どのような検証をするの

か、今回の広報では全くわからない。ごみのカーテンの向こう側でまた何かが行われ、突然「お金だけ払え」となるのではないかと不安である。

これも組合の副管理者として市長の認識を伺いたい。

検証について、どんなことが行われているのか、わかっている範囲で市民にお知らせすることは、(タウントークの前半で)説明のあった自治基本条例にもあるように、情報を住民にきちんと公開することが自治体としての下野市の役割と思う。

② 検証委員というのは、誰が選んで、どのような人がなっているのか。そういった経過が市民に全く明らかにされていないのではないかと。氏名は明らかにできないのか。

回答：①市長、②-1 市民生活部長、②-2 市長

① 副管理者としての認識ということですが、これは結果責任であり、裁判を係争し、我々としては我々の意見を述べてきたわけですが、仙台地裁及び最高裁においては排出者責任ということのみでの裁判結果になったと思っています。

我々はコンポストであるかないかの部分の論争をして裁判に入ったわけですが、その部分の論点というものはありませんでした。ただし、これは裁判というものですから、我々はその結果というものに対して最高裁まで争った結果という形での判断を下されたと受け止めるしかできないと認識しています。

皆様方にお知らせする前段階としては、裁判係争中であるところでお知らせできる部分は広報紙で周知させていただきました。

現在は、検証委員会を起し、8名の検証委員を選出させていただいております。公募による市民代表の方を入れた形で検証させていただいております。

私の方では、その検証結果を過程の中で報告するという報告を受けておりますが、まだ検証の最中の結果は報告を受けておりません。

検証委員会からの報告をいただいたうえで、もう一度確認させていただこうと思っています。

②-1 検証委員会の委員は、先ほど市長から説明があったとおり8名です。

廃棄物学者の方が2名と、法律学者の方が2名、それから小山広域は2市2町で構成しておりますので、各市民・町民の代表者の方で構成しております。

平成27年度中に検証を行い、小山広域の議会、各市町の議会で報告した後、各市町民の皆様へ報告するということになるかと考えております。

委員を選出したのは、小山広域の事務局で、管理者・副管理者、各市町長と協議のうえ選定したところです。

②-2 氏名を明らかにすることはできますが、市民代表の一般市民の委員の方については、伏せさせていただきます。

廃棄物や法律の専門家の方については、学術経験者ということで、環境省や県にもお願いをして推薦

いただいた方を選定しています。

全国都市清掃会議から推薦をいただいた廃棄物学識者の荒井喜久雄先生、筑波大学法科大学院教授で法律学識者の大石和彦先生、日本環境衛生センター廃棄学識者の河邊安男先生と、白鷗大学の法律学識者の角田雄彦先生の4名です。この方々は、県や国からの推薦をいただいて選出させていただきました。

このほか、各市町からの住民代表ということで選出させていただいている一般市民の方がおります。ただし、一般市民の委員の方々には、ご迷惑がかからないようにということで選出させていただいておりますので、氏名は伏せさせていただきます。最終的な報告というところでは氏名を出せるのではないかと考えていますので、現段階ではご容赦ください。

(質問者より)

一般市民の委員の方の氏名を出さないのは妥当と思う。

先の市民生活部長の回答の中で、検証結果を住民に報告するのは各市町議会や管理者・各市町長に報告された後になるとあったが、それと同時に、ごみを出すのは住民である。すぐさま住民に知らせて、ごみの軽量化を図らないとこれからもごみ問題は解決しない。経過など、どんな情報でも逐次、情報を公開する方が、本来のごみ行政には大いに役立つと思う。58億円もかかったということで、市民の関心も高いので、これがごみ問題解決の一助になればと期待している。

4

私は自治会に所属しており、近所付き合いは重要なものと思っている。広報しもつけ9月号に「教えて自治基本条例」という記事があり、その中でもコミュニティ組織について説明がされていた。

そのような中、昨年、輪番制により自治会内の班長を務めることになったのだが、同じ自治会の方から、「自治会費の中に社会福祉協議会などへの寄附金が含まれているが、寄附金は任意である旨を総会で訴えた。しかし、総会では全く相手にされなかった。」と言われた。

自治会組織は行政や社会福祉協議会との密接な連携の中にあるので、このような問題に介入したくなかったのだが、この要望をされた方々は、この地域に生まれ育った方々であり、他の地区から移住してきて「生活スタイルが合わない」と主張しているわけではない。また、最近では「老後破産」という言葉が使われ出しているように、そのような世帯が残念ながら周囲に増えてきているように思う。

私の自治会の自治会費は年間6,000円。これが高額なのかどうか、自分にはわからないが、「6000円ぐらい」と思う方が多いように思う。しかし、その6000円を工面するのに大変な苦勞をされている家庭もあり、この方々は思い切って総会で発言したのだと思うが、一切取り上げてもらえなかった。社会福祉協議会の通知では、寄附金については任意であると明確に書かれているが、自治会費に寄附金が含まれているので、毎回「名前と金額を記入してくれれば良い」という形で終わってしまう。

自治会費を払えないという理由で自治会をやめざるを得ないという状況に追い込まれる可能性がある。実際、近くの班では起こっていると聞いている。

確かに、寄附金を集めるのは大変なので、自治会費に含めて処理してほしいという方もいると思う。そのような方も、経済的に無理だという方、両方を尊重していただきたい。

平成20年4月の最高裁判決によると自治会費に上乘せる寄附金の徴収は違法という判決が確定している。自治会長には自治会を継続するうえで意を汲み取っていただきたい。自治基本条例14条には、それぞれのコミュニティ組織は適正な団体運営を、という部分があるので、取り組んでもらいたい。

回答：市長

各自治会や班内での決め事というのがあるのだと考えております。

お示しいただいた最高裁の判例と、今回のケースが同じケースかわかりませんので、何と申し上げるべきか迷うところではありますが、ご意見のありましたように、経済的に厳しい状況という方もおられると思います。そのような部分について、市としては、自治会の中で協議を深めていただき、話し合っ
て円満に解決できるようお願いしたい旨を各自治会長に申し伝えさせていただくということでご理解
いただきたいと思います。

5

最近の新聞に、栃木県内の町長会議があり、そこで身体障がい者の医療費助成について、現物支給をするよう県から指示されてしまう、という記事があった。

また、昨年度のアンケートの中で、3市町は現物支給をしており、11市町は現物支給を検討、残り7市町は検討しないという内容が載っていた。下野市はどうか。現物支給を検討するのか、それとも現物支給せずに現行のまま窓口へ領収書を添えて請求・申請することになるのか。

回答：市長

市長会と町村会では別の会議なので、市長会での話になりますが、確かに市長会においても身体障がい者の現物給付を実施する自治体、実施しない自治体、検討するという自治体があり、本市は「検討する」ということで会議で投げかけているところです。

この問題について難しいのは、近隣自治体とどう動くか、というところです。また、以前から「こと命に関することは各自治体で差があってはいけない」という意見は市長会でも町村会でも出ています。

「ここは財政が豊かだからここまでできる、豊かでないからできない」ということがあってはならないと考えております。

このような問題については、できる限り国または県に音頭をとって実施していただきたいということで話を進めております。

一方、子どもの医療費の現物給付について、本市では本年7月から未就学児の現物給付を開始しましたが、来年からはオール栃木で、未就学児の現物給付を実施するようになると思います。

障がい者の方々の医療費現物給付については、近隣自治体・地域での話し合いを行いたいと考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

6

下野ファミリエ市民運動「当たり前のことを当たり前でやろう！」について、この「当たり前のことを当たり前」というのは、どのように意図で打ち出したものなのか。単なるスローガンで終わるのでは意味がないと思う。

また、当たり前のことを当たり前でやるというのは、下野ファミリエ市民運動に限らず、地域社会、自治会・老人会、各団体・クラブ・愛好会など全てに通じるものと思う。

回答： 教育長

当たり前のことを当たり前でやる、ということほど難しいものはないと、私自身も感じております。

子どもと学校と関わる中で、“やって良いことと悪いことの区別ができる”、“親切にされたら感謝の言葉が言える”、など、人と人とが繋がっていく中であいさつや感謝の気持ちを表すことは重要と考えております。

昭和59年頃の学校が荒れた時期に、栃木県が、子どもたちの荒れた心をどうすれば素直なまま育ていけるか、ということで「3あい運動」というものを始めました。これは「学びあい・励ましあい・喜びあい」です。それが10年、20年と経ち、家庭教育の重要性及び地域が子どもを育てることの重要性が高まり、今度は「本気で」というスローガンのもと、“家庭教育の中で親と子どもが1日1回話し合いましょう、本を読みましょ、家族というものを見つめ合いましょう”ということを行いました。

このような中、下野市では当たり前のことを当たり前でやろうという「ファミリエ下野教育運動」がスタートしました。ファミリエ、これは、ドイツ語で家族という言葉です。

しかし、学校で保護者の皆様の協力を得ながらというだけでは運動が広まっていけないということで、昨年「ファミリエ下野市民運動」として皆様のお力を借りながら、当たり前のことを当たり前、即ち、皆であいさつをし合いましょう、声を掛け合いましょう、子どもを見かけた時に悪いことをしていたら叱り・良いことをしていたら褒めてあげられる環境づくりを皆様と一緒にということで、青少年健全育成の活動を続けてこられた市民活動の団体の皆様が主体となり展開され、(タウントーク前半で)申し上げたとおり今年で2年目に入ったところです。

そのような中で、学校教育部門としては、いじめ問題の解消に繋がる一つの運動、それから、皆が認め合い・助け合い・喜び合える環境づくりの一つとして、皆様のお力を借りながら進めているのが現状です。

当たり前のことを当たり前でやるのは本当に難しいと思います。それぞれのライフステージの中で、それぞれに適したやり方があると考えております。

(質問者より)

当たり前のことを当たり前にとっても十人十色なので、受け方によっては違いが出てくる。やはり、重点項目を決めて、「何年計画でこれをやりましょ」という方がもっと進めやすいのではないでしょう

か。漠然と今のようなことを言っているばかりでは、単なるスローガンで終わってしまうと思う。

このファミリエ下野市民運動は、我々大人にも当てはまることが多いと思う。今後、何かしらの活動をしていくとのことなので、その活動に真剣に取り組んでいただきたい。

回答：教育長

貴重なご意見ありがとうございました。

具体的には、1月24日に国分寺公民館で開催する「教育のつどい」において、子どもたちが今年の実践事例の発表を行います。お時間がありましたら、ぜひお聞きいただき、また貴重なご意見を賜りたく存じます。

7

最近、暮らしの便利帳が電子ブック化されたということを知った。そのことについて、教えていただきたい。

市ホームページで見られるのだが、パソコンで見たときはスムーズにみられるのだが、スマートフォンだと上手く見られない。

宇都宮市や上三川町や市貝町も同じようなものを作っていると聞いたので、上三川町のホームページを見たところ、暮らしの便利帳がホームページのトップの一番上に出ていて、そこを押すとすぐに自分が探していたところを見ることができた。

検索がスムーズにいくように改良していただきたい。

回答：総合政策課

暮らしの便利帳につきましては、皆様から広告のご協力をいただき、市の費用負担ゼロで各戸配布させていただいた冊子で、紙ベースで各世帯に1冊ずつお配りしたほかに、電子書籍化し、パソコンやスマートフォンで見ることができるようになっております。

市のホームページのトップページにも入口はあるのですが、下の方の分かりづらい場所かと思われる。ただいまご意見をいただきましたので、改良させていただき、見やすい場所に変更することで対応させていただきます。

平成26年度市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」議事録(要約)

期日:平成26年10月17日(金)午後7時～

会場:コミュニティセンター友愛館

1

①-1 8月号の広報紙に、小山広域保健衛生組合の訴訟問題について、和解金額54億円での和解が成立したことが載っていた。記事では「和解が成立して良かった」という文面になっているように感じたが、54億円というのは大変な金額である。また、この54億円には、裁判費用や弁護士費用は含まれていないのではないかと。この金額がいくらなのか提示してほしい。

①-2 そもそもこの訴訟問題については、小山広域がそれまで焼却灰の最終処分を福井県敦賀市の業者に委託していたが、同市の住民運動により搬出することができなくなり、困った組合が宮城県の県南衛生工業、この最終処分業者ではなく中間処理業者ではなかったかと思うのだが、この業者と「搬入したごみと同量のコンポストを引き取る」という委託契約を結んだにも関わらず、小山広域が引き取らなくなったため、処理に困った県南衛生工業から訴訟を起こされ、その結果、裁判に負けたもの。私は、これは契約を履行していないのだから、負けるのは当たり前だと思う。

なぜ、その時点で裁判をやめず、不服として上告したのか。

その結果、今日まで至り、54億円という和解金額になってしまった。その時点でやめていれば、約3億円で済んだはず。当時、どのような判断をしたのか。

② 現在、小山広域では焼却灰をどこに搬出しているのか。どの自治体の住民も、他の地域のごみの処分場があるのは不快と思う。再び地元の住民運動によりごみが搬出できなくなってしまう、今回の訴訟問題の二の舞になってしまうのではないかと心配している。(鹿児島県)志布志市では、ごみ焼却の施設がなく、徹底したごみの分別・減量化を実施していると聞いた。小山広域が今後ごみを焼却し続けるとすれば、焼却炉を大きくしたりダイオキシンを抑制するような設備投資をしていくことになると思う。これには莫大な費用がかかることになる。こうしたことを市民に知らせるべきと思う。

徹底した分別・ごみ減量化の実施は、行政職員はもちろん、住民も苦勞することになると思うが、それを目指して、行政には指導してもらいたい。

回答：①-1 市民生活部長、①-2 市長、②市民生活部長

①-1 弁護士費用等を含めた支払金額についてですが、和解金額の内、47億円は既に支払っておりますので、追加費用は7億円です。これについては、今年度2億円、来年度2億円、再来年度に3億円という形で分割して支払うことになっております。

弁護士費用は、1億900万円です。

したがいまして、県南衛生工業に支払った平成23年度の最高裁の判決による2億9000万円と、47億円に追加費用7億円を含めた54億円、さらに弁護士費用1億900万円を足して、全てを合わせるとおよそ58億円ということになります。この内、下野市の負担分については、約8億4000万円です。

①-2 この問題は、1991年から9年間、小山広域保健衛生組合で処理した廃棄物についての裁判です。内容としては、廃棄物についてはコンポスト化されたものを小山広域が引き取るという約束事、このコンポストという部分についての裁判として始まったと聞いています。

結果的に最高裁まで至り、このような結果になりましたが、裁判の内容ではコンポストであるかないかという所が争点になりませんでした。「なぜあの時（平成23年の時点）に、裁判をやめなかったのか」というご質問については、小山広域としては、コンポスト化されたものであれば引き取り義務はありますが、コンポスト化されていないものに対しては引き取り義務はないという方向で裁判を始めました。

その点を踏襲しながら続けてきたわけでありますが、結果的に最高裁においても、コンポスト化されているか否かに関わらず、ということになり、敗訴という結果になりました。

私は副管理者という立場であります。裁判が始まった当時の争点の置き方については、その見極めが良かったのかということについて、裁判の争点整理をして住民の皆様の説明をするために、検証委員会の中で一つ一つ紐解きながら、市民の皆様にお知らせするという段取りになっております。現在はこのように進んでおります。

② まず、問題となった（県南衛生工業の）コンポスト処分についてですが、和解の中で「県南衛生工業は、法律を遵守したコンポストの全量処理処分を行い、小山広域に処理処分に関する一切の法的責任がないことを保証する」ということで結んでおります。

宮城県が産業廃棄物と認めましたので、今後は、宮城県が県南衛生工業の処理状況を監視するものと理解しております。

現在、排出しているごみの焼却灰については、山形県にある最終処分場へ搬出してあります。

正確には、国分寺地区及び南河内地区の焼却灰が山形県に、石橋地区のビニール・プラスチックごみについては下坪山にある処理工場で処分した後、（群馬県）草津にある最終処分場へ搬出してあります。

2

身体障がい者福祉会が3地区で各種行事を実施しているが、3地区合わせても会員が100名に満たない。行事などで人を集めるのが大変なので、市役所に、市内の身体障がい者の情報をもらいたいと相談したところ、「個人情報なので教えられない。」と言われてしまった。

市役所では（身体障がい者の方の）情報が分かるそうなので、我々の会員、仲間になっていただくよう努力してもらえないか。

回答：市長

確かに、個人情報の問題がございますので、身体障がい者の方の情報の開示はいたしかねます。

しかし、市の方から身体障がいをもつ方々へお声かけすることは可能ですので、そのような形で（身体障がい者福祉会を）推薦させていただきたいと思っております。

また、ふれあい福祉運動会が本日より各地区で開催されます。私も各会場にお伺いした際には、お話をさせていただきたいと思っております。

各種行事会場に来られない方へのお知らせについては、民生委員児童委員や自治会長の皆様にお力添えをさせていただきたいと考えております。

3

① 市長の市政報告において、主要施策となる6つの柱の中にあつた「医療・福祉政策のさらなる充実」に関して、「休日・夜間救急センター」の早期設置という項目があつた。これは大切なことだと思う。

現時点で、下野市には自治医科大学附属病院や小金井中央病院など、数々の医療機関があり、私自身も何度か利用したことがあり、非常に住みやすいまちだと実感している。

市は、既存の医療機関の施設を拡充する意味で「休日・夜間救急センター」を設置するという考えなのか、それとも、例えば小山市のように市立病院を新たに設置するのか、どちらの方向性を検討しているのか。

② 学力向上に向けた取り組みについて、教育長からの報告の中で、学習状況調査結果のグラフがあつた。これを見ると、下野市の児童の成績は、県や全国と比較しても高いという結果で、これは素晴らしいことだが、この結果の背景には、民間の学習塾・進学塾の力も含まれたものと思う。

下野市の学習塾・進学塾の状況、これらに通っている児童の割合というのも併せて公表してもらえると、より説得力が増すのではないかとと思うが、学習塾の状況の調査結果を公表するのは難しいのか。

回答：①-1 市長 ①-2 副市長 ②教育長

①-1 「休日・夜間救急センター」についてですが、下野市は、小山広域の中で連携をとりながら運営しております。現在、下野市民が自ら駆け込んでいける1次（救急）診療は、新小山市市民病院の中に休日夜間診療所があります。

しかし、この新小山市市民病院が、さらに南の方へ移ってしまうことになりましたので、同じ小山広域内でも下野市や上三川町の人達が、小山駅を通り過ぎてまでそこまでかかりにくいのは難しいので、何とかしなければということで、小山広域の中でも北部センターと南部センターという形で設置した方が良いのではないかという協議を始めてはどうかという動きがあります。

自治医科大学附属病院に、最初から患者が駆け込んでしまうと、自治医大病院が本来担うべき3次（救急）医療が非常に混み合ってしまう、停滞してしまうということを踏まえて、小金井中央病院や石橋総合病院がどのような役割を担うのか振り分けをする大事な診療施設を、早く下野市・上三川町の近辺に設置した方が良いのではないかということで、現在、副市長を中心に検討会を立ち上げたところです。その検討会での状況について副市長からご説明申し上げます。

①-2 救急医療というのは、1次・2次・3次というように分けられております。1次救急というのは、比較的軽度な、お腹が痛い・少し熱があるなどといった場合、2次は、それよりも少し重篤な場合、3

次というのは本当に重篤ですぐに手術や入院が必要になる場合などをいうものです。

医療を適正に受診するためには、まずは市民の皆様にも、1次・2次・3次（救急）というものがあることをご理解いただくことが必要です。

自治医大病院を軽症の方がすぐに戸を叩いてしまうと、3次医療、高度医療を提供するという自治医大病院の本来の使命を果たすのが難しくなってしまいます。例えば、夜中にちょっと話したいなどという方が救急で訪れるなど、救急に対応しなければならない医師がそちらに割り当てられてしまうといったことがあります。皆様も「病院が疲れています」というポスターをご覧になったことがあると思いますが、そういう状況があります。

先ほど市長から説明がありましたとおり、新小山市民病院が南の方に移転してしまうことにより、救急センターが下野市の方にとっては使いづらくなるという状況です。現在でも、同センターの利用者の内、下野市の方は7%程度しか利用していないということです。自治医大病院や石橋総合病院、小金井中央病院などがあるため、どうしてもそちらに行ってしまうということだと思います。

そのバランスを何とか上手く調整できないかということで、医療圏全体の救急医療について考えようということで研究会を立ち上げました。「休日夜間救急センター」という言葉を使っておりますが、そのような診療所をもう1つ作れたら良いのではないかということです。その診療所でスクリーニングをかけ、自治医大病院の負担を軽くしたり、市民の皆様が「まずここに行けば、どこに行けば良いか案内してもらえ」ということになるという2つの機能を持たせられないかということで研究しております。

地域の自治体や他の医療機関とも連携が必要なので、調整を進めているところです。現段階では、まずは検討させていただきたいというところですので、「いつから」「どこに」などの具体的な部分を申し上げられる状況にはございません。

② 市内には12の小学校と4つの中学校がありますが、子ども達が、どこの民間教育産業にお世話になっているかといった調査は、一切行っておりませんし、私どもでは把握しておりません。

真の学力をつけるために何が大切かということについては、大学教授などとよく話題にしております。その中で上がるのは、やはり本を読むということ、それも家で、保護者の方が自分が本を読んでいる姿を子どもに見せることが大切ということです。子どもが、保護者が本を読んでいる姿を見ることは何よりも学力を高めることに繋がると考えております。

私も子どもたちと一緒に給食を食べる機会がありますが、ある学校では、給食が終わった途端に子ども達が机から本を取り出して読んでいました。私はこの姿を見て、本当に感動しました。その子ども達は確かに勉強が大好きです。

また、今年の夏には、中学生16名の引率でドイツを訪問しました。この時も、空港で飛行機を待っている間に、子ども達の中の何人かはバッグから本を出して読んでいました。また、飛行機の中では、夏休みの宿題を一生懸命やっていました。このように、どんなところでも集中する姿が、学力のデータに表れているのではないかと感じております。

今後も、子ども達がどこの民間教育産業にお世話になっているのか調査をすることは一切考えておりません。私たちは、子どもとどう向き合っていくかということを考えながら、一人ひとりを見つめる教育、小さな変化に気付くことができる教育を行ってまいりたいと考えております。

4

- ① 都市計画税について、いつまで続けるつもりなのか。永久に払わなければならないのか。ある町内ではこれを徐々に変えていくことにした、現実に変えていく方法があるときいたことがある。
- ② 都市計画の線引きがよくわからない。3町が合併したけれども、駅前のシャッター通りになっているところも都市計画税を払っているのか。今後は、その地区の利用価値を含めて今後、検討していくのか。

回答： ①総務部長 ②建設水道部長

① 都市計画税は、その地域の環境関係を整備する目的で徴収させていただいているものですので、その事業そのものが終了しない限りは、皆様から徴収させていただくということになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

② 現在の都市計画の線引きは、旧町時代の用途地域を踏襲しております。

都市計画については、数年に1度、都市計画マスタープランということで、市の将来を見据えた形で用途地域を定めております。都市計画法上で申し上げますと、下野市は、全域が都市計画区域になっており、市街化調整区域と市街化区域というように分かれています。その中の市街化区域が用途地域ということで、住居地域や商業地域、工業地域などに分かれています。これらは、旧町時代に、それぞれの町の将来像を見据えて用途地域を定めたものです。

平成27年度は、(都市計画マスタープランの) 中間の見直しの年度ということになります。

来年度は第2次総合計画の策定に入るところであり、合併して10年となりますので、今後の下野市の将来を見据えながら市の総合計画と整合性を図りながら、都市計画マスタープランを検討していきたいと考えております。

なお、駅前にシャッターが下りている商店があるということですが、確かに少子高齢化、市街地の空洞化という問題もありますが、市としましては、空き店舗の補助なども行っております。現実的には難しい面もあるかと思いますが、市の中心部として、近隣商業地域ということになっておりますので、今後も同じ用途になると考えております。

用途地域については、基本的にはそれぞれの市街化区域の中で決められた要件の中で建物を建てています。それらの制約を途中で変えるということになりますと、住民の皆様のコンセンサスも必要ですので、十分な検討を進めてまいりたいと考えております。

5

市長の市政報告の中で、文化施設の整備というものがあつた。先日、広報で、これから文化施設をどのようなものにするかという検討に入るところだということが知らされていた。

この文化施設のマスタープランというものはどうなっているのか。

せっかく合併したのに、近隣の市町に行かないと文化施設がないというのは寂しく感じている。ぜひ、積極的に、早期に推進していただきたいと思っている。

回答： 市長

文化施設、いわゆる文化会館の整備についてですが、これは、市議会の方で陳情をいただき、趣旨採択ということで始まりました。

やはり合併から10年ということで、様々な場所で「市民皆が一同に会して集まる場所がない」というご意見をいただくことが多くなりました。旧町単位で集まる所はあつても、市としてはありません。これが、市民の一体感に繋がるものと感じております。

文化施設の整備については、現在、教育委員会を含めてまずは概略的な規模などを、アンケート調査や部内会議により大筋を決めようとしている段階です。まだ、財源も確保しておりません。

概ねの規模が決まって初めていくら必要になるのかということ、それからそのための資金をどうするかということを考えることとなります。「財源がこのくらいあるので、この規模なら造れる」というところを検討に入る段階です。

まだ現時点では、図面ができていて「このような施設ができる」と皆様にお示しできる段階ではありません。

市の総合計画の後期計画が平成27年度で終了となり、平成28年度からは新たな総合計画に入ることになりますので、その中でもしっかりと位置付けをしながら進めていかなければなりません。

市民の皆様とすれば「財政的に厳しくならないのであれば、(文化施設は)作ってほしい」というのが大方のご意見と思います。

現在、下野市は多くの皆様のお力により、財政的にも基盤整備はできた市になってきたと思います。その中で、(施設を)建てることはできたが、将来の人達が苦しい思いをするのでは困りますので、建てた後の固定経費がどのようになっていくのか、将来的にどのような使われ方をするのか、どのような形なら将来も維持していけるのか、というところまで判断しながら計画を進めてまいりたいと考えております。

財源としてPFI(Private Finance Initiative: 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法)を使うのか、PPP(Public Private Partnership: 民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法)を使うのか、あるいは新たな手法を使うのか、といった部分も含めて進めてまいります。

平成26年度市政懇談会「市長のいきいきタウンーク」議事録(要約)

期日:平成26年10月18日(土)午前10時～

会場:南河内公民館

1

① 東日本大震災時、広報車が回らなかった。広報車が少ないから回らなかったと聞いたが、事実か。また、当日、避難場所が緑小学校から生涯学習情報センターに移動になったが、どこからも知らされなかった。避難場所を変更するという事はあつてはならないと思う。

また、災害対策本部の会議は何度も開かれていたが議事録も残っていないこのことだが、どういった判断で広報車を回さなかったのか。なぜ避難場所を変更したのか。

② グリーントウンの調整池について、建設水道部長が議員に「ゲリラ豪雨でオーバーフローしたら、緑二丁目、六丁目は冠水します。」と報告していると聞いたが、事実か。事実ならば住民に事前に広報しておけば、住民は事前に備えられるので、議員だけではなく住民に説明していただきたい。

また社会福祉協議会との災害時の連携はどうなっているのか。以前、災害ボランティアに参加し、例えば緑小学校を避難場所とした場合にどのように対応するのかといった内容の講習を受けてきた。しかし、この時の講師は上三川町の社協の方だった。上三川町は行政と社協が一体となって災害対策の訓練を行っているとのこと。下野市ではどうなっているのか。

③ 第1次、第2次行政改革の計画と実績に、かなりかい離が見られる。例えば行革の中で管理職への女性登用をうたっているが、職員が少なくなってくれば当然、外注などが多くなる。そうなれば当然ながら、発注・契約業務などに精通する必要がある。私が見た限りでは、契約業務に不備がある。今現在は、管理職に登用するに際して研修などをせず登用しているのではないか。また、10年間見てきたが行政改革で職員の意識が高まったように見られない。第3次行政改革計画でどのようにしていくのか。

回答：①生活安全課長、②建設水道部長 ③-1 総合政策部長、③-2 総務部長

① 避難所の場所を変更したことについて、JR自治医大駅の方に帰宅困難者が出たということで、駅に近い場所である生涯学習情報センターに避難所を設置したものです。

広報車の巡回については、当時の状況を確認し、後日回答いたしたいと思います。

社会福祉協議会との連携については、昨年度から数回社会福祉協会と協議しております。今年度中にボランティアに関するマニュアルを策定したいと考えております。

② 平成24年5月の連休で大雨が降り、東調整池があとわずかで越水するのではと危惧し、調整池の能力について調査を行った結果を議会の方へ報告いたしました。その内容は24時間で約200ミリの雨が降ったという想定で、調整池が越水した場合、グリーントウン内で3か所が浸水する、というものです。しかし、その地域では宅地の高さが路面より50センチ以上高いのがほとんどですので、路面は冠水するが宅地内までは浸水せず、調整池南側へ流れていくと見ており、宅地の方へは大きな被害は発生はしないということで市民の皆様への周知まではしておりません。

③-1 現在、第3次の行政改革大綱を策定しております。まず、これまでの成果をみると平成25年度

については、約2億5千万円の削減効果となりました。主な内容は国の給与減額措置にならった人件費の削減額が8,500万円、情報の電子化で4,800万円、職員の定数削減に伴うもので4,500万円となっております。現在策定中の第3次行革の方針ですが、市民に分かりやすい行政経営とし、成果を重視する目標管理型の行政経営へ転換した計画を策定中です。所管課等と連携を図りながら、透明性を確保した行革大綱を策定してまいります。

③-2 女性職員の管理職への登用について、目標値を設け登用に努めています。登用に際する教育について、女性であるから、ということは特別考えておりませんが、日常の業務の中で行っていきたいと考えております。

2

① 広報10月号に中学生が平和派遣団として広島市に派遣された記事が掲載されていたが、この派遣団の子ども達はどのように地域に発信してくれるのか。どのように市民に対して報告がなされるのか。

② 広報8月号に掲載されていた小山広域保健衛生組合の訴訟問題について、和解が成立したとのことだが、よく分からない。どうやら訴訟に負けて、47億円を払うことになったということが書いてあるようだが、なぜそうなったかということが書かれていない。むしろ「もっとお金がかかるのを妨げて和解に持ち込んだ」という印象を受けた。実際には47億円のほかにもお金を払っており、結果的には60億円近いお金がかかっている。何がいけなかったのか、実態を明らかにする検証を行うとのことだが、非公開で委員の氏名も分からないとのことだが、そのようなことで良くなるのか。

回答：①-1 総務部長、①-2 総務課長、②市長

①-1 今年度初めて、市内4中学校から8名を広島へ派遣いたしました。非常によい勉強の機会となったと思っております。

市民への直接的な報告会は予定していませんが、各学校において、派遣生徒が報告会をし、それらを通して保護者あるいは地域の皆様へ届けばと考えております。

この事業については、教育という視点を勘案しながら、地道ながらも継続的に実施してまいります。この事業を積み重ねた中で、市民の皆様への周知・啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

①-2 各学校での文化祭での発表のほか、11月に行う産業祭でブースを設け写真等や派遣中学生が作成した報告書を展示したいと考えております。

② これは1991年に小山広域が(株)県南衛生工業と契約した焼却灰のコンポスト化業務がもとになっています。当時小山広域はコンポスト(土壌改良剤)化されていないから引き取れない、という点を争点にしていたのですが、裁判所は、地域が困っている産廃物であるので、排出者が責任も持つという判決を下しました。それに納得がいかない小山広域は上告しましたが、最高裁においても覆らなかったということです。

そこで、一般廃棄物の処分は地方自治体の固有の業務であり、その一般廃棄物を(株)県南衛生工業が適正に処理できないとの考えから、コンポストをこちらで処分する、というところに争点を変えていきました。裁判所の判断では(株)県南衛生工業が自由に処分できる、仮執行権が付与されており、処分費用が天井知らずに上がっていくことが懸念されましたが、最終的に、宮城県がこの土壌改良剤について産業廃棄物であるという認定をしたことから、常識的な所で和解してはどうか、という形になりました。

これまでの流れを一般廃棄物処理の検証委員会で検証していただいているところです。委員には、国及び県へ推薦をお願いしました。廃棄物学識者として全国都市清掃会議の荒井喜久雄先生、日本環境衛生センターの河邊安男先生、法律学識者として筑波大学法科大学院教授の大石和彦先生、白鷗大学教授の角田雄彦先生がおられる他に、各構成市町から推薦された住民代表の方がおります。この市民代表の委員については、外部からのプレッシャーなどから守るため、公表を控えさせていただいております。最終的には第三者の声も含めた報告が議会や市民の方に発表することとなっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

3

① 市長の2期8年の中で行政改革でどのような成果をあげられたか。業務のプロセスをIT技術を使って効率化したり改善したりしたと思うが、有能な人材を創出することはできなかったのか。意見として伝えるが、有能なリーダーを創らなければ、せっかくの良い事業も市民にとって良い事業にならないのでは。

② 施設管理計画について、行政改革の基本姿勢であるPDCA(Plan(計画)、Do(行動)、Check(評価)、Action(改善)の略)を行っていればかなりの計画的・効率的に効果がでるのではないかと。

特に道路の補修について、都市計画に基づいてできた道路にもかかわらず、家が建つたび道路を掘り起こして、また埋めるということが、至るところで行われている。なぜ、そのような無駄なことが行われるのか。また、補修のレベルの低いところがある。きれいに直してある箇所と、そうでないところがある。検査方法・基準もあると思うが、実際に目で見てほしい。

③ 今後への要望としてあげると、これからはハコモノ行政でなく、今までの建物を修理し使っていかなければならないという状況だということは市民も理解してきたと思う。そのような状況の中なので、市民の様々な活動の仕組みづくりを行政がリーダーシップをとって調査・研究・分析し、提示してほしい。

④ 新庁舎もできるわけだが、市としてエネルギー計画・資源活用計画を作るべきではないか。例えば学校には全てソーラー発電装置を備え、学校で使う電気はそれで賄う、太陽光発電の電気を買うなど、色々考えられる。防災対策としても重要ではないか。ぜひ進めていただきたい。

回答： 建設水道部長② 総合政策部長④

② 道路には、上下水道管や都市ガス管などが埋設されております。グリーンタウン地区については都

市整備を先行して行ってまいりましたが、新たに水道管や下水道管を敷設する場合があります。これらの場合、申請者（建設者）が道路管理者の市（建設課）に申請をしまして、舗装復旧の内容について確認し、警察と協議しながら許可を出しています。

舗装復旧については、仮復旧のあと本復旧となりますが、地面の締固めが以前と全く同じようにすることは困難であり、段差の苦情などはございます。申し訳ありませんがご理解いただきたいと思えます。手続きについては道路法等に基づいたものとなっております。マンホールにつきましても、道路管理者、下水道管理者として調査をしながら、対応している状況でございます。

また、舗装復旧には業者の舗装技術にも差がございますので、多少のバラつきは生じてしまいますが、基準の範囲内でございます。検査の際には、必ず職員が出向いて行っております。

できる限り皆様のご迷惑とならないように努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

④ 再生可能エネルギーの活用はたいへん重要な施策ととらえております。したがって新庁舎建設においては屋上に太陽光発電を備え、電力の一部に活用いたします。また、地中熱の活用をするため、地中に14本のパイプを埋めます。夏は冷たく、冬は暖かい空気を空調の一部に活用するということで、負荷をかけない仕組みを計画しています。

4

意見です。行政改革について3点指摘させていただきます。

まず、スケジュールについて、平成26年度現状把握、平成27年度基本方針を、平成28年度に用途別の方針を作り平成29年度から実施となっているが、私が理解しているところでは、地方交付税の段階的停止は28年度からです。27年度までに策定し、28年度から実施するというスピード感をもってしなければならないのではないかと。

次に、検討委員会を作るとのことだが、推進委員会が既にある。推進委員会の中で、必要なら専門家・学識者等呼んで行えばよいのではないかと。

最後に、学校の適正配置について、子どもの未来のために検討され、実施されています。次の総合計画では適正配置計画を加味する内容になるよう配慮していただきたい。